

監査委員について

1 監査委員

監査委員は、地方自治法によって都道府県や市町村に設置が義務付けられている行政委員会で、一般行政の執行機関である知事や市町村長から独立した執行機関の一つです。また、それぞれの監査委員が個別の権限で監査を行う制度（独任制）となっており、教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会と異なり、委員会制をとっていません。（地方自治法第 195 条第 1 項）

(1) 監査委員の選任

市長が、議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理や事業の経営管理その他の行政運営に関して優れた識見を有する者（識見）及び議員のうちから選任しています。（地方自治法第 196 条第 1 項）

(2) 監査委員の構成

銚子市の監査委員は 3 名で、識見委員が 2 名、議選委員が 1 名で構成されています。（地方自治法第 195 条第 2 項、銚子市監査委員条例）

区 分	氏 名	選任年月日	備考
識見委員	加 瀬 昇 一	平成 19 年 1 月 13 日	非常勤
識見委員	宮 内 孝 純	平成 20 年 4 月 1 日	非常勤
議選委員	神 林 敏 夫	平成 21 年 7 月 1 日	非常勤

(3) 監査委員の任期

任期は、識見委員が 4 年で、議選委員は議員の任期によります。（地方自治法第 197 条）

2 監査委員の役割

監査委員は、市における行財政の公正で効率的な運営を確保するために、市が行っている様々な事務や事業が公正で効率的に運営されているか、会計事務処理が適正に行われているかどうか、また、補助金等が適正に使用されているかなど、市長から独立した立場で監査を行っています。